

2021年6月25日（金）発行

沖管連だより

6月号（No37）

発行所 NPO法人 沖縄県マンション管理組合連合会 電話・FAX 098-938-7300
所在地 〒904-2172 沖縄市泡瀬 3-9-7 903 編集・発行人 坂本和人 info@okikanren.com

2021年第1回 マンション管理組合との意見交換会を開催しました。

日時：令和3年5月22日（土）午後2時
場所：沖縄県総合福祉センター

情報提供1「マンションでの生活ルールは」

情報提供を沖管連坂本理事長が行いました。マンション内のトラブルは、入居者による騒音、ペット飼育に関するもの、居住者間行為マナー、ゴミ出しルール違反、水漏れ、共用廊下等の私物の放置、バルコニーの使用、違法駐車・駐輪などが挙げられています。

今回の情報提供では、床材のフローリングの床衝撃音低減性能について説明があり、従来の「LL-45」などの推定L等級から「 Δ L（デルタエル）等級」の床材が床衝撃音をどれだけ抑えられるかという製品単体の低減性能を表すものと変わったことです。 Δ L等級の場合は、値が大きいほど性能が良い床材となります。

情報提供2「マンション適正化法の一部改正について」

情報提供を沖管連上原副理事長が行い、今回の法改正の特徴を説明されました。

これまでマンションの管理の主体は、区分所有者であるとされてきましたが、国や都道府県等が策定、承認や指導を行うことになった点です。その内容は、（1）国による「基本的な方針」の策定で、指針で定める範囲を拡大します（2）都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の策定ができるようになったこと（3）都道府県等は、各管理組合が策定した管理計画の認定と助言・指導を行うことができます。

管理組合は、国・都道府県等が講じるマンション管理の適正化の推進に関する施策への協力の努力義務が新たに明記されました。

適正化法の全面施行は、令和4年6月に予定されています。

国交省からの連絡

安心・安全なマンションのために
-落ちる・転ぶ・滑る、をなくそう-



①適切な手すりが付いていますか？

手すりがぐらついたり、外れたりしていませんか？

「共用部の外廊下や階段（非常階段を含む）。（人が立ち入る）屋上。各住戸のベランダ。腰の高さに窓台がくる窓のある場所。」

②外廊下やベランダ、窓際に子どもがよじ登れるものが置かれていませんか？

「共用部の外廊下や階段の手すり周辺。各住戸のベランダ、腰の高さの窓。」

③子どもが高いところで遊んでいませんか？

「共用部の外廊下、外階段・非常階段、吹き抜け。外構部の塀。各住戸のベランダ。」

④床面に穴や溝、浮きや凹み、小さな段差はありませんか？

「共用部の外廊下、エントランス、階段。建物周辺の通路部分」

⑤床が滑りやすくなっている場所はありませんか？

⑥夜間に暗く見えにくい場所はありませんか？

⑦廊下や階段に物が置かれていませんか？

お願い

理事長様のご交代がございましたら、沖管連事務局まで、電話・FAXでご連絡ください。E-mailでも可です。